毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○廃川敷地等が生じた件 ○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 ○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 公 告

○都市計画法により公聴会を開催する件

○随意契約の相手方を決定した件Ⅰ 福島県教育委員会教育長

島

般競争入札を行う件

示

告

福島県告示第七十四号

業労政課に備え置いて縦覧に供する。 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四 一年二月五日から同年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

-成三十一年二月五日

福島県知事 内 堀

> 雅 雄

ほ

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキいわき鹿島店 福島県いわき市鹿島町船戸字京塚三番地

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 意見なし。

福島県告示第七十五号

四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十

(商業まちづくり課)

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に

備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

一級河川阿武隈川水系南川 福島県知事

内

堀

雅 雄

三二一 河川の名称 廃川敷地等が生じた年月日

廃川敷地等の位置 上流端 郡山市深田台百七番地八地先まで郡山市南一丁目二十八番地先から平成三十一年二月五日

廃川敷地等の種類及び数量 下流端

六三三・五一平方メート

河川計画課)

四 土地 (河川管理施設を含む。)

몇 몇 몇

福島県告示第七十六号

(昭和四十四年法律第五十七号)

咒九

1

2

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。 平成三十一年二月五日

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 福島県知事 内 堀 雅 雄 中ノ内

柱十一号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標

伊達市梁川町山舟生字

九番

中ノ内

八番イ

九十八番ハ

九十八番

百番一

一番一

二番五

三号 二 一 号 号

四号及び五号 九号及び十一号 六号、七号及び八号

砂 防

課

告

公

一地改良区の名称 昭和村土地改良区

役別

氏名

菅家

栗城 秀策 五十嵐 房雄

同《郡同》村大字下中津川字新田八七四二番地大沼郡昭和村大字下中津川字新田八七四二番地大沼郡昭和村大字下中津川字上平五二八一番地住所

退任した役員

福

星 三男 市

郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同

渡部

就任した役員

皆本渡川名邊

安成 保 定雄 夫

村大字下中津川字新田八八〇七番地の

村大字小野川字後沢四四三番地 村大字小野川字宮原三四七番地 村大字大芦字宮田一五八二番地の一

村大字大芦字宮田一六三五番地の二

村大字野尻字山崎四七四〇番地

剜

住所

監同同同同同同同同同同同理 事

羽 齋 馬染 藤 場

正志

同同同同同同同同同同同同同同

村大字両原字根堀場四五八番地

村大字佐倉字馬場七三九番地一

村大字喰丸字下日影六六五番地

村大字野尻字神置四一三〇番地 村大字小中津川字宮原一〇四六番地 村大字大芦字田中三一七七番地

村大字野尻字小田垣一〇二五番地

猪山東岐川原

廣次 一夫

郡同

公告第十九号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法 平成三十一年二月五日 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

福島県知

事

内

堀

雅

雄

次の

昭和村土地改良区土地改良区の名称

役別 退任した役員

氏名 住 所

齋藤 大沼郡昭和村大字松山字上原一二九六番地

(農村計画課

監事

馬場 栄三

五十嵐 吉彦

村大字大芦字山崎一四二三番地 村大字野尻字山崎四七四〇番地 村大字下中津川字上平五二八一番地

村大字下中津川字新田八六八〇番地

公告第二十号

報

とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法 平成三十一年二月五日 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 及び就任した旨届出があった。 次の

福島県知 事

内 堀 雅

雄

公告第二十一号

画に係る公聴会を次のとおり開催する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により、 いわき都 市計

平成三十一年二月五日

公聴会の開催日時及び場所

平成三十一年二月二十六日 午後六時三十分から

場所 いわき市平字梅本二十一番地 い わき市役所第八会議室

公聴会の案件

画区域の区域区分を変更する案 わき都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針を変更する案並びにいわき都 市

公述人の資格

四

公述人になることができる者は、 Ü わき都市計画区域内の住民に限る

出るものとする。 る公述申出書をいわき市又は福島県いわき建設事務所を経由して知事に提出して申 公述人の申出 公述人になろうとする者は、平成三十一年二月十九日 (火) までに、 別記様式によ L

五 その他

くは一部を認めないときは、 の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部 福島県都市計画公聴会規則 その旨を公述の申出をした者に通知する (昭和四十四年福島県規則第九十一号) 第六条第

同同同同同同同同同同同同 菅渡星 羽齋 本猪岐家 部 三男 博 正 久 國 市 志 司 一 本猪山齋名岐川藤 五十嵐 祐兵 一晴修夫朗二 亀雄 同同同同同同同同同同同同同同 大沼郡昭和村大字下中津川字新 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 村大字松山字上原一二九六番地 村大字佐倉字馬場七三九番地一 村大字大芦字二百苅一八五番地 村大字下中津川字新田八八一〇番地 村大字小野川字宮原三四七番地 村大字大芦字宮田一五八二番地の一〇 村大字両原字根堀場四五八番地 村大字喰丸字下日影六六五番地 村大字小中津川字宫原九七四番地 村大字野尻字小田垣一〇二五番地 村大字野尻字神置四一三〇番地 田八七四二番

農村計画課)

福島県知

事 内 堀 雅

雄

2

意見の要旨

意見を述べようとする理由

平成31年2月5日 火曜日

3 2 て縦覧に供する。 島県いわき建設事務所又はいわき市の都市計画担当課及びいわき市の各支所におここの公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、

島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。 この公聴会に関する詳細については、 福島県土木部都市総室都市

2 の福

い福

別記様式 計画課、

び保全の方針を変更する案並びにいわき都市計画区域の区域区分を変更する案」に し、次のとおり公述を申し出ます。 平成31年2月5日付け福島県報に登載された「いわき都市計画区域の整備、開発 #

E

X

関

蓝 公述申出人 雅 推

福島県知事 平成31年

区 Д

Ш

住《氏 35 所《名

¥ .列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格

都市計画課

公告第22号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化セ の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。 以下「特 という。) 第12条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の 例政令」 11第1項の規定により公告する

平成31年2月5日

福島県県中流域下水道建設事務所長 司 吉 田 裕

- 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 1
 - 脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 2 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 随意契約の相手方を決定した日 3 平成30年12月4日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 4
 - 住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28
- 5 随意契約に係る契約金額
- 14,040円 (1 t 当たり) 6 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第23号

O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄 化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下

平成31年2月5日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 3,600 t
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
- 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年12月4日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 随意契約に係る契約金額 5 9,720円 (1 t 当たり)
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総務 課)

> 県教育委員会教 育

公告第2号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるふくしま教育総合ネットワーク仮想ブラウザ環境の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年2月5日

平成31年2月5日 火曜日

福島県教育委員会教育長 鈴 木 淳 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 ふくしま教育総合ネットワーク仮想ブラウザ環境賃貸借 一式
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 契約締結日から平成35年3月31日まで
 - (4) 納入場所 福島県教育庁教育総務課が定めた場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 国、都道府県又は政令指定都市に対して、公告の日から5年以内にネットワーク分離の構築を行い、かつ1年以上の運用保守を行った実績を有すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年2月15日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁教育総務課

電 話 024-521-7612

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - 3 に掲げる場所において、平成31年2月5日(火)から同月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙11枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年2月13日(水)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成31年3月22日(金)午前10時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札に参加する場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年3月20日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: A Virtual browser system for the Cloud network system for securing information used by all Prefectural educational institutions in Fukushima Prefecture.
- (2) Time-limit of tender(by hand): 10:00 a.m., 22 March 2019
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m., 20 March 2019
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-7612

(教育総務課)